わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱基準

１　趣旨

この基準は、わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱要項第６条に規定する協賛者への謝意の表明に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体等	３０万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	３０万円未満 ５万円以上		持参	事務局長
	５万円未満	礼状	郵送	―

３　協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	プログラム または報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業・団体等	５万円 以上	協賛者ロゴ(バナー) 貼付 写真および記事掲載	協賛者名	掲載可能物品であれば、全て可	可
	５万円 未満	協賛者名			

４　その他

この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

(1)　個人協賛は求めないこととするが、申出があった場合は、別途協議のうえ対応する。

(2)　協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。ただし、金額換算が困難な協賛内容については、別途協議のうえ対応する。

(3)　贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

(4)　同一者から複数回にわたり協賛の申出があった場合は、累積評価額により謝意を表明する。また、贈呈式については、原則として１回限りの実施とする。

(5)　協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やＣＳＲ（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

（例）

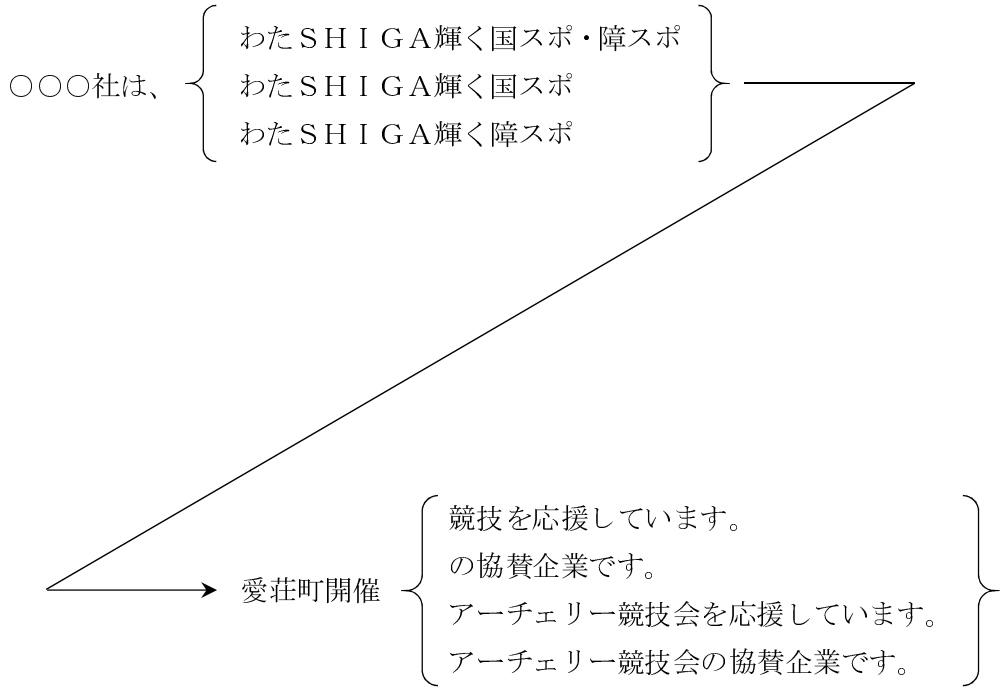

※　町・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。